

告 示

埼玉県告示第六百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
埼玉 県知 事第 七号	株式会 社 建 築 構 造 セ ン タ ー	構造計 算 適 合 性 判 定 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地	本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号	本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号	令和二年五 月二十八日
			福島事務所 福島県郡山市 中町十一番五 号	福島事務所 福島県郡山市 中町十一番五 号	
			群馬事務所 群馬県高崎市 八島町二百六 十二番地	群馬事務所 群馬県高崎市 八島町二百六 十二番地	
			埼玉事務所	埼玉事務所	

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

千葉事務所

千葉事務所

千葉県船橋市

千葉県船橋市

葛飾町二丁目

葛飾町二丁目

四百二番三号

四百二番三号

神奈川事務所

神奈川事務所

神奈川県横

神奈川県横

浜市西区北幸

浜市西区北幸

二丁目三番十

二丁目三番十

九号

九号

長野事務所

長野事務所

長野県長野市

長野県長野市

南県町千八十

南県町千八十

二番地

二番地

愛知事務所

愛知事務所

愛知県名古屋

愛知県名古屋

市中区栄四丁

市中区栄四丁

目十四番二号

目十四番二号

三重事務所

三重事務所

三重県四日市

三重県四日市

市浜田町十二

市浜田町十二

番十八号

番十八号

山陰事務所

山陰事務所

島根県松江市

島根県松江市

号	目九番三十八	駅前中央一丁	佐賀県佐賀市	佐賀事務所	町一番一号	博多区御供所	福岡県福岡市	福岡事務所	十三番十三号	三番町七丁目	愛媛県松山市	愛媛事務所	一	亀井町二番地	香川県高松市	香川事務所	五番六号	中区八丁堀十	広島県広島市	広島事務所	号	丁目三番十九	北区内山下一	岡山県岡山市	岡山事務所	中原町六番地
	目五番十号	駅前中央一丁	佐賀県佐賀市	佐賀事務所	町一番一号	博多区御供所	福岡県福岡市	福岡事務所	十三番十三号	三番町七丁目	愛媛県松山市	愛媛事務所	一	亀井町二番地	香川県高松市	香川事務所	五番六号	中区八丁堀十	広島県広島市	広島事務所	号	丁目三番十九	北区内山下一	岡山県岡山市	岡山事務所	中原町六番地
